

**公益財団法人日本バスケットボール協会
見做し日本人の認定等に関する運用細則**

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程第99条第4項に基づく運用にあたり、審査を行うために必要な事項について定める。

(対象競技者)

第2条 この細則の対象となる競技者はJBA基本規程第99条第1項から第3項までの条件を特別な事由により満たすことが出来なかった競技者とする。

(申請基準)

第3条 申請を行う競技者は、原則として、申請時において、学校教育法に定める学校又はこれに準ずる教育機関に在籍し、かつ一定の年数（申請時の年齢の2/3を目安とする）以上の日本での在留実績を有する者でなければならない。

(申請書類)

第4条 前条を満たした競技者の申請書類は、次の通りとする。

- (1) 競技者の略歴
- (2) JBA基本規程第99条第1項から第3項までの条件を満たすことが出来なかった事由の説明文
- (3) 日本国内における在留年数を証明する資料
- (4) パスポート顔写真ページの写し
- (5) 上記以外にJBAが提出必要と判断した書類

(審査および認定)

第5条 JBAは前条に基づき、申請内容を中立かつ公平な立場で審査し、JBA事務総長が認定する。

(懲罰)

第6条 加盟チームおよび競技者が本細則に違反した場合、JBA基本規程「第10章 懲罰」およびこれに付随する諸規程の定めに従い、懲罰を科されるものとする。

2020年9月10日制定